

第2回浜松市立北部中学校運営協議会

令和7年11月17日(月)

14:00～ 会議室

校 訓 「 切磋琢磨 文武両道 」

学校教育目標 「 自分自身を『かけがえのない存在』であると思える生徒の育成 」

開会 開催要件(委員の過半数の出席)確認 <司会:教頭、記録:植田>

- 1 会長あいさつ
- 2 校長あいさつ
- 3 議長の選出(出席した委員の中から互選)
- 4 前回会議録(教頭)
- 5 熟議 <議長: >



(1) 各学年の取組について(平松)

- ・1年生 二大行事
- ・2年生 未来授業・勤労体験学習
- ・3年生 生き方指導

(2) 本校の部活動について、浜松市の休日の部活動の地域展開について(校長、教頭)

- 6 報告
- 7 浜松市教育委員会から
- 8 今後の予定と連絡

2/ 6(金)	第3回学校運営協議会 14:00～(予定)
3/18(水)	卒業式

令和7年度 学校運営協議会出席者

学校運営協議会委員

会長	えんどう よしかず 遠藤 喜和
副会長	さの こうすけ 佐野 孝輔
委員	たにぐち さちこ 谷口 幸子
委員	たかぎ さゆり 高木 早由里
委員	いしざか まさよし 石坂 昌義
委員	あんどう ななえ 安藤 菜苗
委員	まつやま よしのり 松山 佳典

学校支援コーディネーター	わたなべ かおる 渡邊 薫
--------------	------------------

学校

校長	わたなべ ひろゆき 渡辺 博幸
教頭	いぐち たかみつ 井口 崇光
C S 担当教職員	ひらまつ みつひろ 平松 光宏
C S ディレクター	うえだ さえ 植田 彩

浜松市教育委員会

教育総務課	まきの ともこ 牧野 知子	かとう だいすけ 加藤 大輔
-------	------------------	-------------------

令和7年度 学校運営協議会 座席表

ホワイトボード				
	遠藤 喜和 会長	佐野 孝輔 副会長		
	谷口 幸子 委員		高木 早由里 委員	教育委員会 総務課
	石坂 昌義 委員		安藤 菜苗 委員	教育委員会 総務課
	松山 佳典 委員		渡邊 薫 学校支援コーディネーター	
	校長 渡辺 博幸	教頭 井口 崇光	C S ディレクター 植田 彩	C S 担当 平松 光宏
				3年主任 松島 愛

令和7年度 第1回 北部中学校運営協議会 会議録

1. 開催日時 令和7年4月25日(金)13時30分から15時30分
2. 開催場所 北部中学校 会議室
3. 出席委員 遠藤 喜和 谷口 幸子 高木早由里 佐野 孝輔
石坂 昌義 安藤 菜苗 松山 佳典
4. 欠席委員 なし
5. 学校支援コーディネーター 欠席(渡邊 薫)
6. 学校 渡辺 博幸(校長) 井口 崇光(教頭) 平松 光宏(CS担当職員)
松島 愛(3学年主任)
7. 教育委員会 牧野 知子(教育総務課)
8. 傍聴者 なし
9. 会議録作成者 井口 崇光(教頭)
10. 会長の選出及び副会長の指名
司会から、会長の選出について委員に意見を求めたところ、佐野委員から遠藤委員を会長に推挙する旨の発言があり、全員意義なくこれを承認した。また、その後、会長に選任された遠藤委員から、佐野委員を副会長に指名する旨の報告があった。
11. 議長の選出
司会から、議長の選出について委員に意見を求めたところ、遠藤会長から佐野委員を推挙する旨の発言があり、全員意義なくこれを承認した。
12. 協議事項
 - (1)北部中学校運営基本方針について
 - (2)いじめ防止等のための基本的な方針について
 - (3)夢育やらまいか事業CS加算分に対する意見書について
 - (4)2年生未来授業・勤労体験学習について、3年生生き方指導について
13. 会議記録
 - ・初めに校長の挨拶があり、続いて新規委員の任命が行われ、出席者が自己紹介を行った。
 - ・熟議に先立ち、委員の方々に授業・校内風景をご参観いただいた。
 - ・司会の教頭から、委員総数7人のうち7人の出席があり過半数に達しているため、会議は成立している旨の報告があった。
 - ・教育委員会から浜松市学校運営協議会規則(第3・5・6・7・10・12・14・16条)について説明があった。
 - ・校長から、前回(令和6年度第3回)会議録および、令和6年度協議会自己評価についての説明を行った。
 - (1)北部中学校運営基本方針について
議長の指示により、校長から、別紙資料に基づき学校運営基本方針について説明があり、委員からは以下の発言があった。
 - ・先ほど授業を参観して、先生方の板書が丁寧で見やすかった。学校経営の重点にも「授業の充実」とあるが、ぜひ実現できるように授業づくりを進めてほしい。(遠藤委員)

- ・生徒たちが楽しそうに授業を受けていた。(安藤委員)
- ・対人のコミュニケーション力も大事だが、AIに対応していくために、質問力や語彙力なども必要になってくる。キャリア教育の観点からも、実際にAIを活用している分野の方に話を聞くなどの体験をさせてほしい。(石坂委員)
- ・学校経営の重点に、「生徒が一生懸命に取り組む学校行事」とあるが、自分の子供の経験からも、三ヶ日まで25km歩く行事はとても良い行事だと思う。ぜひずっと残してほしい。(高木委員)
- ・南海トラフなど、災害時に動けるのは若い人である。中学生が災害時にどんなことができるかなど、防災教育を推進してほしい。また、南門付近の学校敷地内に防災用の貯水槽があると聞いたが、一度確認しておきたい。(松山委員)
- ・本校だけではなく、若手の先生が増えており、生徒指導への対応をどのように工夫しているかを知りたい。生徒たちに夢や目標を持たせる意味でも、大人が楽しそうに働いている様子を見せられるとよいと思う。(佐野委員)

協議の結果、全員意義なくこれを承認した。

(2)いじめ防止等のための基本的な方針について

議長の指示により、平松教諭から別紙資料に基づき浜松市立北部中学校いじめ防止基本方針について説明があり、委員からは以下の発言があった。

- ・いじめはなくなるものではないが、「いじめの起きにくい学校」にはできると思う。そのためにも、先ほどの参観で見たような、授業での学び合いや交流の場面を継続してほしい。(遠藤委員)

協議の結果、全員意義なくこれを承認した。

(3)夢育やらまいか事業CS加算分に対する意見書について

井口教頭から別紙資料に基づき、夢育やらまいか事業の趣旨説明およびCS加算分に対する意見書について説明があった。

(4)2年生未来授業・勤労体験学習について、3年生生き方指導について

2学年主任の平松教諭から2年生対象の未来授業と勤労体験学習に説明があり、続いて3学年主任の松島教諭から3年生対象の生き方指導と進路に向けた面接指導の説明と協力要請があった。

14. 報告

前年度PTA会長の石坂委員および今年度PTA会長の安藤委員から、PTA加入率についての説明があった。

その他の連絡事項

司会から、次回会議は、11月17日(月)午後2時00分から会議室で開催する旨の報告があった。

保護者 様

浜松市立北部中学校長 渡辺 博幸

部活動数の適正化（サッカー部の活動終了）について

日頃より本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、ありがとうございます。

さて、各部活動の夏季大会やコンクール等では、生徒一人一人が、これまでの活動によって成長した自分と、共に活動してきた仲間を信じるとともに、それを支えてくれた多くの大人に感謝しながら最後までやりきり、大きく成長した姿を見ることができました。

一方で、このように価値ある活動を、より安全にできる環境を整えることが社会的に急務となっています。このため、昨年度には、総合活動部（令和6年の夏まで）、ソフトボール部（令和7年の夏季大会まで）、女子バスケットボール部（令和8年の夏季大会まで）の活動終了を決定しました。

さらに、令和7年7月14日付け通知でお知らせしたとおり、浜松市の部活動運営方針が改正され、「生徒の安全面等に配慮するため、1つの部活動に2人以上の顧問を他の部活動と兼務することなく配置すること」と規定されました。残念ながら、本校の現在の部活動数と教職員数では、この規定を満たすことができない状況にあります。

そこで、今回新たに、サッカー部の活動を終了して、部活動数を削減することといたします。なお、現在サッカー部に所属している部員にとって最後の大会までは出場できるようにするため、令和8年度の夏季大会までは活動を続けます。

関係生徒や保護者、OBの方々のことを思うと、断腸の思いではありますが、国や浜松市の方針に沿う形で、部活動を今後も安全に、持続可能なものにしていくために、必要な決断であるということを、何とぞご理解いただきたく存じます。

今後につきましても、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、部活動の持つ意義を大切にするとともに、その役割を果たすことができるよう改善していきたいと考えております。ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

担当 井口 崇光(教頭)
TEL 053-471-4228

校区小学校 6年生保護者 様

浜松市立北部中学校長 渡辺 博幸

北部中学校の部活動について

初秋の候、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、皆様方におかれましては、お子様の中学校への進学を間近に控え、各中学校の状況に高い関心を寄せられている時期であろうと思います。現在、本校では、国や浜松市の方針を受け、部活動をより安全に活動できる環境を整えるため、部活動数の適正化（削減）を進めておりますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 現在、本校で活動しているが、令和8年度には生徒募集をしない部活動

（いずれも、令和8年度夏季大会の終了をもって、活動を終えます）

○女子バスケットボール部

○サッカー部

2 令和8年度に生徒募集をする部活動

○男女

- ・陸上競技部 ・野球部 ・剣道部
- ・吹奏楽部 ・美術部

○男子

- ・ソフトテニス部 ・バスケットボール部 ・卓球部

○女子

- ・ソフトテニス部 ・バレーボール部

担当 井口 崇光（教頭）
TEL 053-471-4228

浜松市における部活動改革の経緯

浜松市のホームページから資料等が閲覧できます

1

浜松市立中学校部活動運営方針（平成30年度策定／平成31年度、令和7年度改定）

- ◎ 自主選択制
- ◎ 休養日
 - ・ 令和7年9月より、1週間のうち平日2日及び土曜日か日曜日のどちらかを週3日を休養日
- ◎ 活動時間
 - ・ 学期中の平日2時間程度、週末及び祝日、学校休業日は3時間程度

地域移行（地域展開）に向けた検討

- 浜松市地域部活動検討委員会設置（令和3年）
- ◎ 「休日の部活動の地域移行に向けた取組方針」策定（令和5年5月）
- ◎ 地域クラブ活動協議会設置（令和5年7月～）

令和7年10月24日（金）に

浜松市「休日の部活動の地域展開」に関するガイドライン（案）を公表

（通称 はまクルガイドライン）

令和8年9月以降の浜松市における「休日の部活動の地域展開」イメージ図

2

平日

◎平日の学校部活動は継続

学校部活動

【位置付け】学校教育の一環

指導者	教員・部活動指導員 ※外部指導者の参加は可能	その学校の生徒が参加
場所	在籍する学校及び近隣施設	
費用	用具・交通費等の実費	
補償	災害共済給付	

○学校部活動として大会に参加することは可能

休日

◎休日は「地域クラブ活動」へ移行

(体制が整わない場合は、「部活動指導員による学校部活動」を経て地域クラブ活動へ移行)

地域クラブ活動

【位置付け】社会教育の一環

運営団体 実施主体	中学校地域クラブ、スポーツ協会加盟団体、 NPO法人、吹奏楽連盟加盟団体、 総合型地域スポーツ・文化クラブ、 民間事業者 等	どの学校の生徒でも参加可能
指導者	地域住民、指導を希望する教員（兼職兼業等）、 運営団体・実施主体が派遣する指導者 等	
場所	学校施設、公共のスポーツ・文化施設、社会教育施設、 地域団体・民間事業者等が有する施設 等	
費用	会費、用具代、交通費 等	
補償	各種保険 等	

【地域クラブ活動の基本理念】浜松市は、生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動の実現(持続可能な活動環境の構築)を目指します。



学校部活動

その学校の生徒が参加

指導者	部活動指導員 ※外部指導者の参加は可能
場所	在籍する学校及び近隣施設
費用	用具・交通費等の実費
補償	災害共済給付

○部活動指導員は、単独の指導・引事が可能な市の会計年度任用職員

中学校は、学校運営協議会等で「休日の部活動の地域移行のあり方」について継続的に協議する。

本市の方向性(全体)

3

◎ 浜松市が目指す地域クラブ活動を「はまクル」と定義

◎ 浜松市が目指す地域クラブ活動とは…

【基本理念】 「生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動の実現」
「持続可能な活動環境の構築」

これまで部活動が果たしてきた教育的意義を継承・発展させた活動
【運営】 営利を主たる目的とする運営ではなく、できる限り低廉な参加費等
を設定し、どの生徒でも参加できるようにする

【ターゲット】 「楽しみたい」「上手になりたい」
「仲間や地域の方と交流を深めたい」
といった目的をもつ生徒を対象した活動
⇒勝利至上主義的な活動ではない



浜松市が目指す地域クラブ活動の
ターゲット

◎ 地域の多様な団体が運営団体となって地域クラブ活動(はまクル)を運営

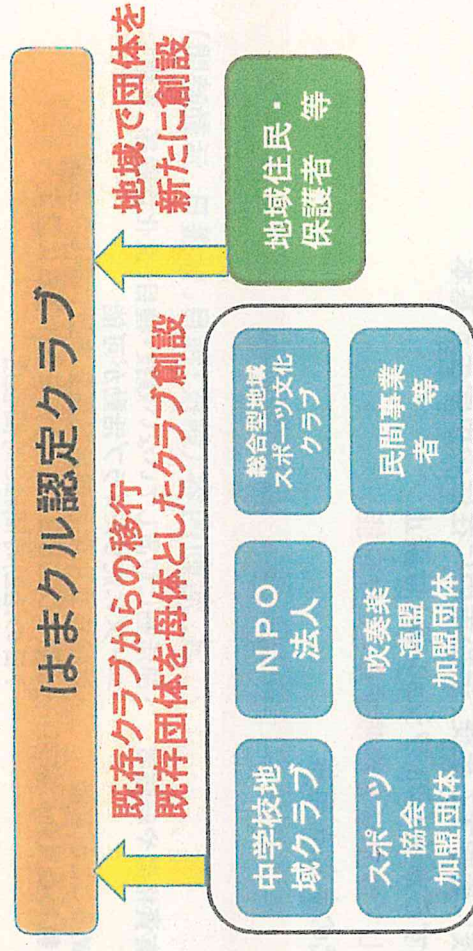
◎ 市が定めた要件を規約に明記して申請した団体を「はまクル認定クラブ」として登録

【認定要件】 ※各地域クラブが作成する規約に以下の点が明記されていること

- ①基本理念に沿った活動の目的及び活動計画
- ②複数の指導者や活動場所の確保等の指導体制
- ③コンプライアンス意識の徹底を図るための方策
- ④公正かつ適切な会計処理及び資金管理体制
- ⑤活動中のけがや賠償等のための保険への加入

◎ はまクル認定クラブへの支援(検討中)

- ◆ 中学校施設の優先的かつ無償での使用
- ◆ 指導者の確保が難しいクラブに対し、人材バンクに登録する指導者をマッチング
- ◆ クラブの創設や運営に関わる相談
- ◆ クラブの運営負担を軽減するサービスの提供
- ◆ 経済的困窮世帯の生徒への支援 など



浜松市「休日の部活動の地域展開」に関するガイドライン(案) 抜粋

5

- 浜松市立中学校に在籍する生徒、浜松市の私立・県立・国立中学校に通学する生徒、浜松市内に在住の中学生が基本
- **希望するすべての生徒が参加可能**＝意欲や技能等を審査して選抜する方法（セレクション等）は禁止
- ※安全面、平日部活動との連携等の理由から、**学校や地域を限定して対象者を制限することは可能**
- 中学生を対象の中心に小学生や高校生、大人も含めた幅広い年代の参加が可能

参加
対象者

はまクル認定クラブの9つの活動指針

1. 運営団体・実施主体	2. 指導者	3. 活動内容（競技・種目・休養日、活動時間）	4. 活動場所（活動用具）	5. 大会・コンクール等への参加	6. 費用	7. 保険	8. 学校との連携	9. 管理責任
・運営団体・実施主体は、中学校地域クラブ、スポーツ協会の加盟団体、NPO法人、スポーツ少年団、総合型地域スポーツ・文化クラブ、民間事業者等を想定 ・市民や地域団体、民間事業者等が、新たに団体を創設し、はまクル認定クラブとして活動を開始することも可能	・指導者は、スポーツ・文化芸術活動の有資格者や経験者、保護者等を想定 ・報酬等は、各クラブで適切な金額を決めることが可能 ・指導を希望する浜松市立学校教員は、教育委員会の許可を得て従事することが可能 ・「はまクル人材バンク」を設置し、適切な研修体制を構築	・部活動に設置していない競技・種目、文化活動等、多様なニーズに応じたクラブ活動が可能 ・浜松市立中学校部活動運営方針に準じた活動 ・原則として土日どちらか1日を休養日に設定 ・1日の活動時間は3時間程度（大会等はその限りではない）	・原則として市立中学校の施設を活動場所に設定 ・休日の昼間は、学校教育活動に支障のない範囲で、無償かつ優先的に使用 ・学校備品の使用が可能（所定の借用願等で申請） ・中学校以外の公共施設を使用する場合は、他の一般団体と同様の手続きが必要	・活動の成果発表の場である大会やコンクール等は、クラブ員の主体的な選択により、参加することが可能 ・中体連夏季大会など一部大会は部活動での参加が可能 ・はまクル認定クラブが部活動のどちらで大会に参加するかについては、クラブ員の希望を尊重しつつ、学校（部活動）とクラブ側で連携、調整が必要	・受益者負担を基本とし、クラブ員や保護者等の理解のうえで、活動の維持・運営に必要な範囲で、各クラブが可能を限り、低廉な参加費等を設定 ・経済的に困窮する家庭に対し、参加費等について適切に支援を行う取組を推進	・クラブ員や指導者は、自身のけが等を補償する保険と個人賠償責任保険に加入 ・自転車利用者は自転車保険への加入が必須 ・団体保険や争訟対応に関わる保険加入は各クラブ及び参加者の判断 ・「浜松市学童等災害共済制度」の団体登録も可能	・クラブと学校は、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解や情報共有を積極的に実施 ・特に学校に設置されている部活動の競技・種目のクラブは、大会の参加等、学校との密接な連携が必要 ・活動中のクラブ員同士のトラブルや事故等について、保護者の了承を得つつ、学校に適切な情報を提供	・各クラブ及び指導者の活動時における安全配慮義務 ・活動中に起こった事故やけが、トラブルは、各クラブの管理責任において適切に対応 ・はまクル事務局内に、クラブの運営や創設に関わる相談窓口を設置

浜松市「休日の部活動の地域展開」ロードマップ

6

		令和7年度 (2025年度)												令和8年度 (2026年度)											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
浜松市	移行方針	平日・休日ともにこれまで通りの部活動 ※令和7年9月より、平日の活動日を週3日へ (浜松市立中学校部活動運営方針改正) 部活動地域展開等推進事業 (地域クラブ創設支援・移行支援)																							
	はまクル ガイドライン	協議・策定準備 (案) 公表 策定・公表 生徒・保護者への周知 関係団体等への説明 検証見直し 【クラブ団体】はまクル認定申請 (活動開始は9月から) 【生徒・保護者】はまクル加盟クラブへの入会受付 (随時クラブごと) 【指導者・スタッフ】はまクル人材バンク運用 【教員】指導を希望する教員の申請 ※1 ※2 休日は地域クラブ活動へ移行 ※体制が変わらない場合は、 部活動指導員による部活動継続																							

◎ ガイドライン(案)公表後、11月～12月にかけて各地で説明会、個別相談会等を実施し、検証見直しを行う

◎ 令和8年3月に、『浜松市「休日の部活動の地域展開」に関するガイドライン』策定・公表

※1 令和8年4月中旬より、「はまクル認定クラブの申請」と「はまクル人材バンクの登録」開始予定

※2 令和8年8月末をもって休日の部活動は原則終了⇒9月5日(土)より、はまクル認定クラブの活動が可能

教職員の「はまクル認定クラブ」へのかかわり

7

◎令和8年9月以降、教職員が休日の部活動に携わることは原則終了

- ・部活動として出場する中体連等の主要大会については、これまで通り引率指導ができるようにする（部活動として参加できる休日の大会については検討中）

◎教職員が地域クラブ団体の代表にはなれない

- ・クラブ代表者から指導者やスタッフとしての依頼があることが前提

◎地域クラブ活動の指導に携わるか携わらないかは、教職員個人の意思を尊重

- ・勤務校の部活動を母体とするクラブも含め、どのクラブに携わるかは自分で選択
- ・希望する小学校や市立高校の教職員の参加も可能
- ・教職員も含め、「はまクル認定クラブ」での指導を希望する指導者は、全員が「はまクル人材バンク」へ登録

※クラブ側は、はまクル人材バンクに登録されていない教職員には指導を依頼できない

- ・市が認定する「はまクル認定クラブ」での指導は、営利企業従事等の申請が必要

※無償ボランティアの場合は、申請不要

「はままつ地域クラブ活動だより 教職員向け特別編No.1」(R7.3.18発出) 参照



国における部活動改革の方向性

スポーツ庁のホームページから資料等が閲覧できます

参考

改革の理念・目的

- ◎ 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を**確保・充実**するのが改革の主目的（教員の働き方改革の推進を図ることについても考慮）
- ◎ 地域クラブ活動においては、**学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、新たな価値を創出**することが重要
- ◎ 改革の理念等をよりの確に表すため、「地域移行」という名称は、「**地域展開**」に変更

次期改革期間

- ◎ 令和5～7年度「改革推進期間」➡**令和8～13年度「改革実行期間」（前期3年・後期3年）**
⇒ 休日については、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す
平日については、各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進

上記内容も含め、今年度冬に、部活動改革に関する国の新たなガイドラインが策定予定

【関係資料】

- 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(R4・12 スポーツ庁・文化庁)
- 「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ(R7・5 スポーツ庁・文化庁)
- 「部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する調査研究協力者会議」資料(R7. 6～ スポーツ庁・文化庁)

令和7年11月 日

1年生保護者様

浜松市立北部中学校
校長 渡辺 博幸

令和8年9月以降における休日部活動の地域展開について

立冬の候、保護者の皆様におかれましては、益々御健勝のこととお慶び申し上げます。
また、日頃より本校の教育活動に御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、国の方針に基づき、浜松市では、令和8年度から休日の部活動を地域展開していきます。このことにつきましては、浜松市教育委員会より、さくらメールにて「はままつ地域クラブ活動だより」や「浜松市『休日の部活動の地域展開』に関するガイドライン(案)」等として、保護者の皆様方にも随時情報提供がされています。

こうした動きの中で、現1年生が2年生になる来年9月以降、中学生の休日の過ごし方に、少なからず変化が生まれるものと考えられます。以下に現状を整理しましたので、御確認ください。

1 浜松市としての方針

◎ 10月24日(金)のさくらメールにて、市民向け説明会の案内が配信されています。

【平日】

○ 令和7年9月以降、平日の部活動は週3日とする。

【休日】

○ 令和8年8月末をもって休日の部活動は原則終了する。9月以降は、教員が部活動顧問として休日の活動に携わることはしない。

○ 令和8年9月以降、「はまクル(市教委認定の地域クラブ)」の活動を開始する。

- ・指導者は、指導者人材バンクへの登録者の中から各地域クラブが依頼する。
- ・指導を希望する教員は、指導者人材バンクに登録することができる。
- ・地域クラブ単位での中体連各種大会への参加の可否については、各競技・種目の規定による(県中体連HP参照)。

○ 「はまクル」への登録体制が整うまで、「部活動指導員(浜松市会計年度職員)」の派遣を依頼することもできる。

(注) ① 学校教職員は、部活動指導員にはなれない。

② 指導対象は、学校単位での部活動の部員。

③ 部活動指導員の数にも限りがあるため、必ずしも配置されるとは限らない。

2 本校の現状

【部活動】

○ 令和8年8月末をもって活動を終了する部

・女子バスケットボール部 ・サッカー部

○ 令和8年度に生徒募集をする部

・陸上競技部 ・野球部 ・剣道部 ・吹奏楽部 ・美術部
・男子ソフトテニス部 ・男子バスケットボール部 ・男子卓球部
・女子ソフトテニス部 ・女子バレーボール部

【平日】

令和7年9月以降、平日の部活動は火曜、木曜、金曜の週3日(2時間程度の活動)を原則としています。

裏面へ

【休日】

- 部活動は原則として土日のどちらか1日（3時間程度の活動）としています。
- 本年度は、中学校地域クラブ（令和8年8月末をもって終了する市教委が管轄している地域クラブ）として、サッカー、女子ソフトテニス、女子バスケットボール、女子バレーボールの活動を行っています。
- バレーボール（本校の部活動を母体とするものではありません）、ソフトボール（本校に部活動はありません）の2団体が、「はまクル」の実証実験として、本校施設を使って活動を行っています。

【平日及び休日】

本年度は、男子卓球部、吹奏楽部に部活動指導員がおり、部活動指導に携わってくれています。

3 今後について

「はまクル」への団体登録を考えたい、不明な点について聞いてみたい、という方は、浜松市教育委員会（学校地域連携課 053-457-2405）または浜松市立北部中学校（教頭：井口 471-4228）にお問い合わせください。

(様式 1)

学校番号 (中 0 4)

令和 7 年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立 (北部中) 学校運営協議会長

<本年度の目標>

--

<評価項目 1> 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった
(理由)

--

<評価項目 2> 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった
(理由)

--

<評価項目 3> 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

⇒ ア 充分に行った イ 行った ウ あまり行わなかった エ 行わなかった
(理由)

--

<評価項目 4> 今年度の評価を踏まえた来年度の目標

--

(様式1)

学校番号 ()

令和7年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立 () 学校運営協議会長

<本年度の目標>

- ※ 前年度に協議会で協議した目標を再確認し、委員間で共有する。
- ※ 目標が、会議体として相応しい目標か、学校運営の基本方針に関わることを中心に据えられているか等を確認する。

※ 1～2点に絞るとよい。

※ **【重要】<評価項目1～3>と<来年度の目標>は、委員個人の評価ではなく、協議会としてまとめた評価を記載する。**

<評価項目1> 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった
(理由)

- ※ 参考資料【熟議チェックシート】の評価項目1をもとに、振り返る。
- ※ 委員個人の評価ではなく、協議会としての評価を記載する。
- ※ 学校運営の基本方針（自校の学校教育目標や「育てたい力」等）について、協議した内容を簡潔に評価する。（1～2点でよい。）

<評価項目2> 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった
(理由)

- ※ 参考資料【熟議チェックシート】の評価項目2をもと、振り返る。
- ※ 成果・課題等を簡潔に記載する。方法論だけではなく、「育てたい力」や「目指す子供の姿」とのつながりをポイントにする。（1～2点でよい。）

<評価項目3> 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

⇒ ア 充分に行った イ 行った ウ あまり行わなかった エ 行わなかった
(理由)

- ※ 協議会での協議結果（会議録への記載内容等）について、どんな方法による情報発信を行ったか、それによってどのような効果があったのか等を振り返って記載する。

<評価項目4> 今年度の評価を踏まえた来年度の目標

- ※ 1～2点に絞り、記載する。
- ※ 学校運営協議会は、会議体であるため、会議体として相応しい目標を設定する。委員が、個人としてボランティア活動に参加することは想定されるが、学校運営協議会がボランティア活動の主体となることは想定していない。
- ★ 自己評価の結果については、学校ホームページで公表する。

【参考資料】

【 熟議チェックシート 】

氏名 ()

できている もう少し

評価項目 1			校長の説明を聞いて、分からない用語や疑問に感じたことを遠慮なく質問し、それに対して理解・納得できる回答が得られた。
			基本方針の承認にあたり、校長の説明を聞置くだけでなく、よりよい学校運営のために委員が建設的な意見を発言できた。
			委員が、学校教育目標や学校運営の基本方針についての内容を理解し、共有した。
			学校評価などの評価結果を生かした改善について確認した。
			学校運営について、委員が率直に意見を述べることができた。
評価項目 2			学校の教育目標と学校支援活動とのつながりを意識して、協議会で協議を重ねた。
			熟議の結果、学校、家庭、地域がそれぞれ実行すべきこと、役割分担が明確になった。
			これまで行われてきた学校支援活動についても、教育目標とのつながりや学校、家庭、地域の役割分担を考え、見直すことができた。
			協議会で決定し、実施した学校支援活動について、振り返りや反省を行った。